

旭川医科大学復職・子育て・介護支援センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学復職・子育て・介護支援センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学復職・子育て・介護支援センター規程（平成19年旭医大達第69号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第15条（略） （庶務）</p> <p>第16条 センターの庶務は、総務部人事課が病院事務部経営企画課の協力を得て処理する。 （雑則）</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、二輪草プラン推進委員会の議を経てセンター長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第16条の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第15条（略） （庶務）</p> <p>第16条 センターの庶務は、総務部総務課が病院事務部経営企画課の協力を得て処理する。 （雑則）</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、二輪草プラン推進委員会の議を経てセンター長が別に定める。</p>